

市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民からの依頼による食品の放射性物質検査(以下「検査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、食品とは、すべての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)を言う。

(依頼者)

第3条 検査を依頼できるものは、市内に住所を有する者(事業者を除く。以下「依頼者」という。)とする。

(検査対象検体)

第4条 検査の対象となる検体は、次に掲げるものを除いた単一の品目の食品とする。

(1) 飲料水(水のみを原料とする清涼飲料水及び原料に茶を含む清涼飲料水を含む。)

(2) 容器包装が開封された加工食品(製造又は加工された食品をいう。)

(3) 生鮮食品(食品たる農林産物、畜産物及び水産物をいう。)を調理したもの

(4) 腐敗した食品

(5) 国外で生産された食品

(6) 加工された自家生産食品(自ら消費するために、自ら所有又は管理する土地で生産又は採取した生鮮食品をいう。)。ただし、乾燥させたものはこの限りではない。

(7) 生産地、購入店名及び購入店所在地が不明な食品

(8) 野生の動植物(市内で釣った淡水魚及び許可を受けて市内で狩猟した鳥獣肉並びに自ら所有又は管理する土地で採取した植物を除く。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が検査の対象に適さないと認める食品

(検査項目)

第5条 検査項目は、放射性セシウムとする。

(検査方法)

第6条 検査方法は、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について(平成24年3月1日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)」に示されている方法(以下「スクリーニング検査」という。)とする。ただし、次に掲げる食品については、スクリーニング検査に準じて実施するものとする。

(1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料(以下「牛乳等」という。)

(2) 乳児(1歳に達する日までにある者をいう。)の飲食に供することを目的として販売する食品(以下「乳児用食品」という。)

2 スクリーニング検査の結果が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品中の放射性物質に係る基準値(以下「基準値」という。)の2分の1を超過した場合、「食品中の放射性物質の試験法について(平成24年3月15日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知 食安発 0315 第4号)」に示されている方法(以下「確定検査」

という。)を行うものとする。ただし、牛乳等及び乳児用食品については、スクリーニング検査の結果において放射性セシウムを検出した場合、確定検査を行うものとする。この場合において、確定検査は神奈川県衛生研究所が保有するゲルマニウム半導体検出器を用いて実施するものとする。

(検査の予約等)

第7条 依頼者は、検査の申込みを行う前に、衛生研究所にあらかじめ検査の予約をするものとする。

2 予約の受付日は、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)に規定する休日を除いた日とし、予約の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(検体の受付等)

第8条 依頼者は、前条第1項の予約を行った後、放射性物質検査依頼書(別記様式)に必要な事項を全て記入の上、検体(原則、1検体当たり500g以上)と共に次に掲げる受付窓口に持込むものとする。

(1) 衛生研究所

(2) 相模原食品衛生協会津久井支部

2 検体の受付日は、予約時に指定された日とし、検体の持込時間は午前9時から午前11時30分までとする。

(費用の負担)

第9条 検査は、無料とする。

(検査の実施)

第10条 第8条第1項の規定による依頼があった場合において、その依頼書の内容について確認し、適当と認めるときは検体を受領して検査を行い、適当と認められないときは検査を行わず、検体を依頼者に返却するものとする。

2 スクリーニング検査は、検体を受領してから概ね一週間で実施するものとする。ただし、第6条第2項に規定する確定検査を行う場合においては、確定検査に必要な期間内に実施するものとする。

3 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合、検査を中止することができる。

(1) 依頼書に虚偽の記載があった場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前各号に定めるもののほか、検査の実施が不可能と認める場合

4 検査実施後の検体は返却しない。

(検査結果の通知)

第11条 スクリーニング検査の結果又は確定検査の結果(以下「検査結果」という。)については、書面(以下「検査成績書」という。)により通知するものとする。

2 検査成績書は、スクリーニング検査又は確定検査を実施した後速やかに依頼者に郵送で発行するものとする。

(基準値超過の場合における措置)

第12条 検査結果が基準値を超過した場合、必要な措置を講ずるものとする。

(検査結果の公表)

第13条 検査結果を相模原市ホームページ上に公開するものとする。ただし、基準値超過の場合は、前条に定める措置を講じた後速やかに報道提供及び市ホームページ上で検査結果及び当該措置の状況について公表するものとする。

(禁止事項)

第14条 依頼者は、検査結果を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 営利目的の使用

(2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月15日から施行する。

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。